

## 役員選考規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟(以下「本法人」という。)の定款第3章第15条に定める役員を選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員資格)

第2条 本法人の役員は、次の条件を満たした者を選出する。

- (1) 人格識見とも優れ、本法人活動に貢献し、かつ本法人発展に寄与し得る者。
- (2) 本法人活動に対し、常に実質的に活動しうる立場にある者。

### (役員範囲)

第3条 役員は次の区分に従い、選出する。

- (1) 理事は、ブロック代表理事11名以内、学識経験者理事9名以内とする。
- (2) ブロック代表理事は、別表の各ブロックから原則として各1名を選出するが、当分の間、関東ブロック及び近畿ブロックからは各2名を選出する。各ブロックにおいては、域内の都道府県協会(以下「県協会」という。)の会長及び事務局長が出席する会合において協議し、各ブロック内の県協会長連名の推薦書により候補者を理事会に推薦する。
- (3) 学識経験者理事は、理事会において候補者を選出する。
- (4) 監事は3名以内とし、理事会において候補者を選出する。
- (5) 理事会は、(2)で推薦を受けたブロック代表理事の候補者及び(3)で選出した学識経験者理事の候補者、並びに、(4)で選出した監事の候補者を総会に提案する。

### (役付理事選考委員会の設置)

第4条 総会で選任された理事で構成する理事会は、会長1名、副会長3名以内、専務理事1名、常務理事4名以内を互選するため、次項の役付理事選考委員会から候補者の推薦を受ける。

2 役付理事選考委員会は、次に掲げる役員によって構成し、委員長は委員の互選とする。

- (1) ブロック代表理事が互選により選出した3名
- (2) 学識経験者理事が互選により選出した1名

(3) 会長が指名した理事 1 名

3 役付理事選考委員会は、出席者の過半数の賛成をもって候補者を決定する。

4 役付理事選考委員会は、総会で選任された理事の中から会長 1 名、副会長 3 名以内、専務理事 1 名及び常務理事 4 名以内の候補者を選考し、これを理事会に報告する。役付理事選考委員会は、報告後開催される理事会にて役付理事の決定があった後に解散する。

(補 則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(附 則)

この規程は、本協会の設立の日から施行する。

(附 則)

この規程の改正は、平成 26 年 3 月 15 日から施行する。

## 別 表 ブロック別地域区分

### 【ブロック】

### 【地域区分(都道府県)】

|     |                                      |
|-----|--------------------------------------|
| 北海道 | 北海道                                  |
| 東北  | 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県              |
| 関東  | 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・<br>神奈川県・山梨県 |
| 北信越 | 新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県                  |
| 東海  | 静岡県・愛知県・岐阜県・三重県                      |
| 近畿  | 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県             |
| 中国  | 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県                  |
| 四国  | 香川県・徳島県・愛媛県・高知県                      |
| 九州  | 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・<br>鹿児島県・沖縄県 |